

佐賀県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 広滝大和富士線	佐賀市大和町大字名尾字井手ノ口四八六八番一地先から 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ口四八三四番一地先まで	佐賀市大和町大字名尾字井手ノ口四八六八番一地先から 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ口四八三四番一地先まで
	後	前
変更前の別	幅員	延長
メートル	メートル	メートル
	一〇・五 七・三	一九一・五 一九二・〇